

## ◎議 事 日 程（第5号）

令和5年9月27日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告  
日程第2 特別委員長報告  
日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第4号））  
日程第4 議案第28号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について  
日程第5 議案第29号 愛西市火災予防条例の一部改正について  
日程第6 議案第30号 道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の締結について  
日程第7 議案第31号 道の駅再整備工事請負契約の締結について  
日程第8 議案第32号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第5号）  
日程第9 議案第33号 令和5年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第34号 令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 認定第1号 令和4年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第12 認定第2号 令和4年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第13 認定第3号 令和4年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第14 認定第4号 令和4年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第15 認定第5号 令和4年度愛西市水道事業会計決算の認定について  
日程第16 認定第6号 令和4年度愛西市下水道事業会計決算の認定について  
日程第17 意見書案第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について  
日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続審査について  
日程第19 総務文教委員会の閉会中の継続審査について  
日程第20 建設福祉委員会の閉会中の継続審査について  
日程第21 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

---

## ◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21までの各事件

追加日程第1 仮議長について

追加日程第2 決議案第1号 杉村義仁議員の議長不信任決議案について

---

## ◎出席議員（17名）

1番 馬 淵 紀 明 君

2番 佐 藤 旭 浩 君

3番 中村文武君  
5番 真野和久君  
7番 吉川三津子君  
9番 角田龍仁君  
11番 原裕司君  
14番 神田康史君  
16番 山岡幹雄君  
18番 竹村仁司君

4番 河合克平君  
6番 山田門左エ門君  
8番 杉村義仁君  
10番 石崎誠子君  
13番 近藤武君  
15番 鬼頭勝治君  
17番 高松幸雄君

---

◎欠席議員（1名）

12番 佐藤信男君

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	河野正輝君	総務部長	近藤幸敏君
市民協働部長	田口貴敏君	企画政策部長	西川稔君
教育部長	佐藤博之君	保険福祉部長	人見英樹君
健康子ども部長	清水栄利子君	産業建設部長	宮川昌和君
上下水道部長	山田英穂君	消防長	加藤義久君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲尾和彦	議事課長	大原守人
書記	村瀬俊彦	書記	杉本昌哉

---

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

12番・佐藤信男議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

総務部長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

失礼いたします。

過日御報告いたしました令和4年度歳入歳出決算書の財産に関する調書の訂正に関連いたしました、令和4年度愛西市決算審査意見書の該当部分を訂正させていただくものでございます。

正しくは、本日配付させていただきました正誤表のとおりでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（杉村義仁君）

本日の追加議案について、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

追加議案として意見書案第2号が提出されましたので、本日開会前に議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案等につきまして、それぞれ審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（石崎誠子君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、9月15日午前9時30分から開催され、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

議案第28号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、主な質疑で、コンビニ交付のメリットは何か。マイナンバーカードを持っていればコンビニで印鑑登録証明書を発行できるのか。新規で印鑑登録をした場合、コンビニで利用可能となるまでの期間は。また、このシステムはいつから利用開始となるのかなどの質問に対し、メリットとしては、全国5万6,000店舗で平日、土・日・祝日の午前6時30分から夜11時まで、住民票と印鑑登録証明書が取得できることから利便性が向上されるものとする。マイナンバーカードに電子証明書という機能がついていない場合は利用することができないが、現在その機能がついていなくても後からつけることは可能である。印鑑を登録した翌日から、コンビニなどで印鑑登録証明書を受け取ることができる。このサービスは、12月1日から利用開始を予定しているという答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第28号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第32号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、収入印紙の日々の管理はどのように行われているかとの質疑に対し、販売する台紙に貼り付けた状態の印紙は市民課の耐火金庫に保管し、貼る前の状態の印紙は会計室の金庫で保管しているという答弁でした。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決されました。次に、当委員会に送付されました陳情について審査いたしました。

陳情第14号：定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書については、審査いたしました結果、全員賛成で採択されました。

後ほど、陳情第14号は委員会として陳情に関する意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（原 裕司君）

建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、9月20日の午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

承認第2号：専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第4号））は、質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第29号：愛西市火災予防条例の一部改正について、主な質疑では、蓄電池設備で対象施設の基準が見直され、単位数が変更され、蓄電池容量20キロワット以上が対象で届出が必要となる。愛西市における対象物件はの質疑に対し、今回単位数が電気容量から電力量に変更された。また、届出においては、対象物件は一般家庭はないが、事業所においては86件あるとの答弁でした。

質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第30号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の締結について、議案第31号：道の駅再整備工事請負契約の締結についてを一括審議いたしました。

主な質疑では、一般競争入札が1者であった。どのように評価しているのかの質疑に対し、一般競争入札では発注者が入札参加者の数に関与しない制度であり、1者でも競争性は確保されていることから適正と判断しているとの答弁でした。

工事期間における市職員の監督体制はの質疑に対し、監督員については、愛西市公共工事監督要領の監督体制に基づき、専任監督員、主任監督員、総括監督員3名を配置するとの答弁でした。

物価高騰等による契約金の変更はの質疑に対し、愛西市公共事業請負約款に基づき、契約締結後12か月を経過し、物価水準の変動があった場合、企業と交渉し請負代金の変更に応じるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれありました。採決は個々に行い、議案第30号の採決は、賛成多数で原案のとおり可決されました。議案第31号の採決についても、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第32号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑では、4款1項2目予防費、18節補助金、带状疱疹ワクチン接種助成事業では、398万4,000円の積算根拠及び他のワクチン接種との接種間隔はの質疑に対し、50歳以上の人口の3%で積算し半年分とした。予防接種の間隔については、コロナウイルスワクチンは接種後14日間間隔を空けることが法令で規定されている。他のワクチンは接種間隔の規定はなく、翌日でも接種は可能であるとの答弁でした。

4款1項3目母子衛生費、補助金、新生児聴覚検査費では、これまでの検査の実績割合と検査結果で難聴と診断された方はの質疑に対し、平成30年度90.6%、令和元年度95.6%、令和2年度94.9%、令和3年度95.4%の方が検査された。また、令和3年度に2名の難聴と診断された方がいるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第33号：令和5年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、質疑の後、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第34号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第2・特別委員長報告を行います。

認定第1号から認定第6号の決算につきましては、決算特別委員会において御審査をいただいておりますので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査経過並びに結果についてを御報告をお願いいたします。

決算特別委員長、報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（鬼頭勝治君）

それでは、決算特別委員会の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、9月22日午前9時から開催され、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

認定第1号：令和4年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、まず消防本部議会・監査・会計関係所管の関係につきましては、主な質疑で、諸収入の雑入で昨年度の額が約7,100万円増えている要因はの質疑に対し、主に土地改良施設維持管理適正化事業交付金1,755万円、後期高齢者医療過年度療養給付費負担金返納金1,543万6,536円、派遣職員人件費負担金1,875万4,147円、発達支援事業収入830万6,382円との答弁でございました。

次に、総務部所管の関係につきましては、主な質疑で、市の実質収支比率は幾らか。また、その比率はどのような状況であると捉えているかの質疑に対し、令和4年度の実質収支比率は7%となる。一般的にその比率は3%から5%が適当とされているが、現状比率は市の収入に見合った歳出となっていると捉えているという答弁でございました。

次に、企画政策部所管の関係につきましては、主な質疑で、単位自主防災組織活動補助金の単位訓練数が増えているのに補助金申請数が減少した理由はという質疑に対し、訓練数が増えた理由は新型コロナウイルス感染が落ち着いたためと考える。連合会訓練での補助金申請を行う団体が多く、単位自主防災会での補助金申請が減少したという答弁でございました。

次に、市民協働部所管の関係につきましては、主な質疑で、4款環境衛生費、予備費より749万7,000円充用された理由は何か。また、状況を把握したのはいつなのかの質疑に対し、予備費より充用したのは、総合斎苑污水管替え修繕、総合斎苑火葬炉炉圧ダンパー緊急修繕、総合斎苑污水ます修繕の緊急修繕である。炉圧ダンパーは10月に故障したとの答弁でございませ

た。

次に、保険福祉部所管の関係につきましては、主な質疑で、生活困窮者自立支援事業で支出が1,000万円増えている要因は。また、委託内容とその積算内容はの質疑に対し、主に正職員の相談員と非常勤の事務職員2名の人件費であり、委託内容は、生活困窮や就労支援相談事業全般、復帰訓練、支援プランの作成等であるという答弁でございました。

次に、健康子ども部所管の関係につきましては、主な質疑で、児童館及び子育て支援センター事業の執行率が、北河田児童館は106%、西川端児童館は102%とのことであるが、その理由は。物価高騰に対して支払われたことはあるかの質疑に対し、執行率が100%を超えるということは、収支決算が赤字で法人本部から繰入金を受けていることである。また、物価高騰による支払い額は、各施設の令和3年度と4年度の決算額の差額であるという答弁でございました。

次に、産業建設部所管の関係につきましては、主な質疑で、空き家等対策推進事業で空き家は何件あるのか。また、危険空き家除却費補助金の交付件数が2件と少ない理由はの質疑に対し、市内で把握している空き家は、令和5年3月末時点で489件、危険空き家除却費補助金は、国土交通省の指針を基に不良住宅の判定を行っており、補助金対象とならない空き家は、民間木造住宅除却費補助金を案内しているという答弁でございました。

次に、教育部所管の関係につきましては、主な質疑で、中学校環境整備事業の佐屋中学校の車椅子対応工事の内容は。また、財源は何かの質疑に対しては、トイレの洋式化、体育館に多目的トイレの設置、武道場のトイレの改修、水栓の延長工事である。財源については一般財源であるという答弁でございました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、認定第1号は賛成多数で認定されました。

次に、認定第2号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定から認定第4号：令和4年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定までについては、いずれも質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

また、認定第5号：令和4年度愛西市水道事業会計決算の認定については、主な質疑で、上水道の耐震化、石綿管の布設替えの進捗状況はの質疑に対し、進捗状況としては令和4年度の総合計画の指標の耐震化は9%であったが、実績としては8.1%であった。石綿管については、令和5年度100メートルの工事を行うと全て終了するという答弁でございました。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で認定されました。

また、認定第6号：令和4年度愛西市下水道事業会計決算の認定については、主な質疑で、有収率が減少している理由は。また、有収率が減少したことによる収入減の金額はの質疑に対し、有収率の減少は、農業集落排水の施設内に流入する不明水の増加が考えられる。収入減については、料金を世帯当たりで算出している地区があり、使用料に比例するものではなく、水洗化人口が減少しているため使用料も減少しているという答弁でございました。

質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・承認第2号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・承認第2号：専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第4号））を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、承認第2号を採決いたします。

承認第2号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第28号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・議案第28号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第28号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

利便性の陰には危険があります。印鑑登録証明のコンビニ交付については、いろんなところでトラブルが起きています。また議案質疑の折も、今意見が出ましたが、印鑑証明書は大きな契約に利用するケースが多く、高齢者や弱者を対象とした詐欺が横行する中、弱者対策をせずして便利だからと安易に実施することには反対です。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第28号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

印鑑登録証明書がコンビニなど多機能端末で交付申請ができる規定を追加する条例改正には

反対です。印鑑登録証明書は、重要な契約を行うときの印鑑が契約者本人と相違ないということを確認するときに利用しますが、売買契約書や譲渡契約書、借金の契約、また相続の手続など、個人の財産に関わる重要な契約について利用されているところであります。

各役場の窓口では、窓口に来た人の本人確認を行い、発行をされます。多機能端末の交付については、本人確認をする方法は暗証番号だけになり、なりすましのリスクが非常に高くなります。現在、キャッシュカードに関わる特殊詐欺は後を絶たないのが現状であります。安全に証明書を発行する責任を果たすことが先決であります。市民を守るという点で、この印鑑登録証明書をコンビニなどで発行できる、この制度については反対とさせていただきます。

また、マイナンバー制度については、個人情報保護がされないリスクがあります。プライバシーが守られないという点で、健康保険情報とマイナンバーのひもづけが誤っているため、別の人にプライバシーが流れるということが発生しております。数の大小ではありません。診療請求の誤りとひもづけの誤りを同列視し、少ないから問題ないという議論は成り立たないのであります。

また、自身の個人情報の取扱いの開示や非開示などについて、開示しないということなどについて自分で決定することができる、そういう権利がある自己情報コントロール権というのが今問題になっておりますが、今回の印鑑登録証明についての自己情報コントロール権というのは保障されておられません。

そういった中途半端な制度が出来上がるという点で、この愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、反対とさせていただきます。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

3番・中村文武議員、どうぞ。

**○3番（中村文武君）**

それでは、議案第28号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

先ほど反対意見が幾つかありましたけれども、印鑑登録証明書を土曜日・日曜日、夜11時までコンビニ等で発行できるということは、これまで仕事を休んで取りに行かないといけない世帯にとっては非常にありがたいことだと思います。私の友人にもいますけれども、独りで子供を育てていて、休めばただ給料が減ってしまうという方は、この愛西市にも多数見えると思います。我々働く世代、共働き世帯にとって、仕事を休むということは容易ではございません。ただでさえ学校の活動や子供の病気、PTAや子ども会など、休まねばならないときもあります。そんな中、何で印鑑証明で休まなければならないのかというのが我々の本音です。この時代に。夜間や休日を取れること、そして愛西市から通勤している方が多い名古屋のコンビニでも取れる、こういったことがどれだけ便利なことか、費用対効果が高いことか。また、金銭的効果以上の精神的な効果が非常に我々世代には高いと感じます。住民がこの地を離れる要素の一つに、愛西市は遅れているというのもあると思います。それを抑止する意味でも、時代に合わせていく必要があると思います。

マイナンバーカードのなりすまし等、対策が不十分といいますが、窓口だって免許証の偽造などを見過ごすなど人為的エラーもございます。実際、今ちまたで騒がれているマイナンバーカードのひもづけミスにつきまして、確率的には、厚生労働省の報告によりますと0.007%、紙の保険証の視覚誤認は0.27%と紙のほうが高かったというような報告も、9月19日付の自民党の機関紙にも掲載されておりました。

日本はマイナンバーカードの整備が立ち後れております。北欧諸国では90%を超えている国もございます。こういった国では、先般のコロナ給付金なんかでも即時に振込ができ、生活を早期に救済できるという効果があったはずです。日本も整備が進んでいけば、それができたはずです。

印鑑証明だけではなく、今後もどんどん利便性を高くしていき、市民が本来のやりたい活動をやれるよう支えるのが市のサービスの在り方ではないでしょうか。

以上をもって賛成討論といたします。

**○議長（杉村義仁君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第5・議案第29号（討論・採決）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第5・議案第29号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第6・議案第30号及び日程第7・議案第31号（討論・採決）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第6・議案第30号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の締結について及び日程第7・議案第31号：道の駅再整備工事請負契約の締結についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

反対の立場で討論いたします。

まず最初に、議案第30号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の締結についてでございます。

1点目は、愛西市は自主財源も少なく、道の駅に隣接する都市公園に多額の投資をするような財政状況にはなく、学校の老朽化対策や耐震性のない消防施設の建て替え、あるいは防災対策など、住民の生活に直結する投資を優先すべきであり、不要不急の投資には反対です。

2点目は、すぐ近くに広大な木曾三川公園があり、隣接した場所にまた新しい都市公園を造る必要性がありません。

3点目は、近隣に住宅もなく、誰のための都市公園なのか極めて疑問です。

続きまして、議案第31号：道の駅再整備工事請負契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

まず、第1点目は先ほどの議案第30号と同様、このような多額の投資には反対いたします。

2点目は、道の駅は既に存在しており、拡張するなら既存の商工会館を利用すべきであり、愛西市が保有する遊休施設を商工会館に転用するなど施設の有効活用の努力をしていません。

第3点目は、1者だけで価格交渉を行っており、競争の原理が働いておらず、再入札すべきであります。

以上の理由で、議案第30号及び議案第31号に反対をいたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第30号及び議案第31号に対して反対討論を行います。

道の駅周辺整備工事及び道の駅再整備工事の請負契約についてですが、両整備については、事業の総額が35億から49億へと14億円も増加する中で、いまだに全体の維持管理費などが明らかにされていない状況は大変問題であります。道の駅の維持管理と併せて、指定管理者の負担、市の負担など早急に示すべきであります。資材や人件費が高騰し、今後の見通しが不安定な中で、入札も1者しか応札しないような状況で落札率も99%を超えています。

今回、21億円を超える工事契約をこんな状況の中で行うことは大変疑問です。こうした公園整備が今必要かどうかは、やはり再検討すべきではないでしょうか。アジア大会開催に合わせて工事を進めるなどというのは、議論の余地もありません。今必要なことは、こうした不急の整備よりも、むしろ学校改修や市民サービスの充実など、そこへ回していくことを優先すべき

だと考えて、この事業には反対いたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第30号及び議案第31号、道の駅関連の契約締結について、反対の立場で討論いたします。

また、1者参加の入札で問題があります。競争原理が働かない、このような1者入札の場合、新しい市の入札制度の仕組みをつくっていくべきだと考えます。

また、一般的に都市公園はもうからないと言われていますが、利益を上げている公園もあることは認めます。しかし、愛西市の都市公園で利益を出せるのかと言えば、市長から、都市公園での利益はなく、道の駅の利益で補填せねばならないとかつて答弁がありました。当初、都市公園で利益を出すための商業スペースが、出店の見込みがないからと計画からなくなっていますので、市長の答弁どおりだと思っております。一般に利益を上げている公園は、都市公園の維持管理費は民間に任せ、市がリスクを負わないという契約になっています。愛西市は、道の駅部分とともに契約をし、市がリスクを負わない契約となるのでしょうか。こうしたことも示されず、計画が進んでいるのは大問題です。

また、総事業費約50億円のうち約16億円が市の負担となり、周辺の整備等いろいろ考えると、もっと市の負担は大きくなるでしょう。長期的に事業採算は合うのでしょうか。こうした数字も示されていません。さらに、サウンディング調査をする意味は、駄目なら諦めるのがサウンディング調査です。しかし、議事録や記録を見る限り、建設ありきで進んでいるとしか思えません。道の駅は商業施設なので、もうからなければ、する意味がありません。愛西市の名を売るためなら、もっと費用対効果のある別の事業にすべきです。

以上のように、年間の維持管理費や長期的展望のないこの道の駅周辺事業には反対ですので、この契約の締結にも反対をいたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

それでは、議案第30号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の締結について、議案第31号：道の駅再整備工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この契約締結は、事業を進めるに当たって欠かすことができないものであり、今後の魅力ある愛西市づくりには必要なものだと考えております。まちづくりのためには、投資的経費に当たるものは決して悪いものではありません。工事内容としても、当初予算での内容と大きな変更もなく、予算額に近い契約金となっております。

一般競争入札の進め方にも問題はなかったと考えておりますので、この議案に対し、それぞれ賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見がある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・議案第32号（討論・採決）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第32号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第5号）を議題とし、討論を行います。

賛成討論の発言を許します。

最初に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

##### ○17番（高松幸雄君）

議案第32号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から発言をいたします。

今回の愛西市一般会計補正予算は、主な事業として、带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成と新生児聴覚検査の費用助成を開始する内容でありました。带状疱疹は、子供の頃に感染した水ぼうそうのウイルスが大人になって再活性化して起きる感染症で、激しい皮膚の痛みがあり、加齢とともに発症しやすく、日本では50歳以上の3人に1人が発症すると言われていています。予防には带状疱疹ワクチンが大変有効ですが、带状疱疹予防接種は保険適用がありませんので、接種費用や予防効果の高い不活化ワクチン接種は、必要な2回分で約4万円かかり、高額なことが課題でした。

今回、带状疱疹ワクチン接種の助成が令和5年10月1日から始まって、10月1日以降に带状疱疹ワクチン接種をした50歳以上の愛西市民が対象で、1回接種のみの生ワクチン接種は費用の半額相当の4,000円を補助、2回接種が必要な不活化ワクチン接種は費用の4分の1相当の5,000円を2回補助してもらうことができ、医療機関でワクチン接種を受けた後に、支払った領収書を添えて保健センターの窓口申請することで支給してもらえることとなります。带状疱疹ワクチン接種費用の助成については、愛西市議会で国に意見書を提出しましたが、市が

帯状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成、補助してもらえると、ためらっていた50歳以上の多くの愛西市民がワクチン接種をすることで帯状疱疹を未然に予防できる効果が期待できます。

また、新生児聴覚検査については、1,000人に1人から2人いるとされる生まれつき音を聞くことが困難な先天性難聴児が、赤ちゃんが生まれたときに耳の聞こえの検査を受けることで、生まれつきの難聴を早く発見して支援や治療を行うことができます。しかし、この検査も保険適用対象外で、検査費用は全て自己負担となるため検査費用の2,000円から1万円が負担となり、少なくとも1割の新生児が聴覚検査を受けておらず、難聴に気づかないまま成長することが懸念されていました。

この新生児聴覚検査助成を令和5年10月1日から事業開始、助成額について初回検査のみの上限5,000円を補助することが決まれば負担が減るので、聴覚検査を受けていなかった1割の新生児が検査を受けて、全ての愛西市の新生児が平等に検査を受けられ、難聴に気づかないまま成長する新生児がいなくなることを期待できます。

以上のことから、今回の補正予算は大変に評価することができるものでありますので、賛成討論といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第32号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど意見も出しましたが、難聴の早期発見、早ければ早いほど治療の方法があるという部分で、子供の難聴への対策、そして心身ともに疲れ果てた産後ケアの仕組み等に予算が生まれ、市民の皆さんの利益につながる施策でありますので、賛成といたします。

しかし、賛成に当たり、今後実施されるに当たっての配慮いただきたいことが数点ありますので、述べさせていただきます。

1つは、人・農地プランからの新しい計画への移行についてであります。

現在、農協に属さず新たな農業を始めている若者が魅力的な農業をしている、そんな方たちがこの愛西市にはかなりいらっしゃいます。しかし、農協に加入していないと計画に入り込むことが難しいと聞いています。会員であろうが非会員であろうが公平に扱われ、若手農業従事者の意見も反映される計画となることを希望いたします。

また、産後ケア事業についてであります。

今回議案質疑の中で、兄弟がいる場合、一時保育などの預かりの仕組みの検討をしていくという前向きな答弁もありました。しかし、夜は父親で世話ができるだろうというような答弁がありました。実際に、こういった産後ケアが必要なケースは、多くが夫婦そろって疲弊しており、父親にも休息が必要な場合があります。こういった現状を把握し、場合によっては夜間預かり等の仕組みも検討していただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第32号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算については、新規事業として带状疱疹ワクチン接種助成を求める事業が含まれております。私は8月15日に、市長に対して带状疱疹ワクチン接種助成を求める市民の署名を手渡しをしました。その後の9月議会の補正予算で提案されたこと、また実現されたことを大変評価しております。

あとは、迅速な接種助成が行われる体制をしっかりと整えていただいて、市民の皆さんの安全・安心が保たれるよう要望いたしまして、賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第32号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,773万9,000円を追加され、そのうち一般財源は2,297万4,000円で、歳出における主なところでは、民生費1,044万7,000円、衛生費664万5,000円、消防費581万7,000円です。

衛生費関係の予防費補助金で新規事業として行われた带状疱疹ワクチン接種助成事業については、市民からの要望もお聞きしてきましたが、今までの市の考えとしては国・県の補助や他自治体の状況を見ながらというお話もあり、今年度の当初予算には計上されませんでした。今議会で補正予算での計上となりますが、ワクチン接種を希望される方へ速やかに接種できるようにお願いしたいと思います。しかし、議案質疑、建設福祉委員会でも質問し確認してきましたが、予算額については少し課題があるのではないかと考えております。補助金額の妥当性や効果等をしっかり検証していただき、来年度も継続していただくことを要望いたします。

消防費関係の消防施設費、防火水槽解体工事においても一般財源で行われますが、契約満了や地権者からの要望もあり、今後も計上される予算だと思います。消防署員の方々の御苦労もあるかと思いますが、老朽化した防火水槽の漏水対策や長寿命化を図るための改修補強を行いつつ、地権者からの同意が得られない場合への適切な対応をお願いしたいと思います。

決して余裕がある財政状況ではありませんが、限られた財源を効果的・効率的な配分にする取組を今後も進めていただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第33号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第33号：令和5年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第34号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第34号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時35分といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・認定第1号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・認定第1号：令和4年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、認定第1号：令和4年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

令和4年度は、新事業として子供の医療費の18歳までの完全無償化や発達支援センターの開園、中学校の特別教室へのエアコン設置など、新規事業については大変評価をしたいと思えます。また、新型コロナウイルス感染症、物価対策として、緊急対策で水道基本料金の免除や給食費の無償化、困窮化支援などを行ったことも評価できます。

しかし、一方でマイナンバーカードに関しては、国がポイント支給や健康保険証をカードに合わせることで健康保険証そのものの廃止を狙うなど強引に普及を進める中で、全国的には誤入力増加や、またコンビニ発行の住民票等では誤発行が起こるなど、問題が次々と上がっている状況であります。本来、マイナンバーは政府や自治体業務に限られた個人情報厳しく守りながら運用すべきであるにもかかわらず、マイナンバーカードのマイナポータルを通じて個人情報を登録し、登録した情報が企業等に様々に利用されることになりました。プライバシーの問題や情報漏えいの問題、また情報を民間に合わせるなど様々な問題点がある中で、マイナンバーカードの普及を進めることには大きな問題があります。さらには、佐屋地区での企業誘致に関しても、現在でも幾つかの企業が入っている中で、あえて愛西市が率先して工業団地を造っていく必要があるのか、その点に関しても疑問があります。

また、道の駅周辺整備、再整備に関しても、道の駅周辺整備公園実施計画等がまだパースしか公表されていない状況であります。いまだに全体の維持管理費などが明らかにされていない状況でもあります。道の駅の維持管理と併せ、指定管理者の負担、市の負担などを早急に示すとともに、先ほども言いましたが、資材や人件費が高騰し、入札も1者しか行われない状況の中で公園整備を進めていくかどうかは、やはり大きな問題があると考えます。

また、精神障害者への医療費助成に関しては、県並みに改善されましたが、一方で、愛西市が独自にこれまで行ってきた一般医療への精神障害者に対する精神障害以外の医療費に対する支援も、来年度から廃止が決まっております。さらには、様々な福祉施策、高齢者の医療支援やおむつ代の削減など、本当に市民の皆さんがその削減によって大変になっていることをしっかり市がつかんでもらいたいと思えます。

コロナ禍や物価高騰で市民の暮らしが大変な中で、愛西市は令和4年度も財政調整基金などを積み上げている状況であります。こんなときだからこそ、特に市民の暮らし、住民サービスの充実に使うべきではないでしょうか。市民の暮らしを守り、市が独自に行ってきたサービスの復活をさせることを求めたいと思えます。

以上のような点から、令和4年度の愛西市一般会計決算に反対をいたします。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

認定第1号：令和4年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

先ほど真野議員からは評価すべき点の説明がありましたので、同感ですので、その点は割愛をさせていただきます。

一般会計において、基金額が地方債額を上回るという一見健全な運営に見えます。しかし、その理由を考えた場合、やらねばならない事業ができていないのではないのでしょうか。例えば施設の役割を閉じた八開庁舎の利活用の取組、そして子供たちからは、なぜ大人が利用する施設はきれいで学校は汚くて臭いのと言われている現実があります。かつて総務部には、市全ての公共施設の老朽化対策を受け持つ部署があり、資格のある職員が配置されていたはずですが。しかし、それがいつからかなくなり、早め早めの老朽化対策が取られていません。愛西市は普通建設費の支出割合が少ないから、道の駅を拡大してもいいんだという論理は通用しません。やるべきことができていない結果が、普通建設費の支出が減っているのではありませんか。

また、普通建設費以外の事業においても、目先の事業にとらわれ、長期的な問題解決や超高齢化に合った仕組みの見直しや準備ができていません。例えばまちづくりにおいては、人口が増える可能性のある永和地域の人口増の対策、永和地域に救急車がちっとも来ないということへの対策、立田・八開地区の集落がなくなりそうな人口減への対策、そして空き家対策においては危険な空き家除去施策にとどまり、空き家の有効利用や空き家予備群への対策に取り組んでいません。国勢調査結果は、市が国に要望すれば生データがいただけるはずですが。こうしたデータを利活用すれば、予防施策もできるはずですが。また、古民家を有効活用したまちづくり施策や福祉施策もできるはずですが。国からの指示待ちではなく、市独自の施策をつくっていくべきです。

さらに、市内には狭い道路がまだまだ多くあります。法律にのっとりセットバックしたのに、市への寄附採納の仕組みが不十分であるがゆえに、一向に狭い道路の問題が解決していません。

そして、高齢者の方の生活においては、今後さらに増える高齢者のみの世帯への支援体制ができていません。もちろん市民による共助は重要ですが、何でもかんでも市民に頼り過ぎています。運転免許返納を呼びかけながら十分な高齢者の足の確保ができていないこと、ごみ出しができなくて、どんどんごみ屋敷になりつつあるお宅もあります。民間事業所のヘルパーのスタッフ不足もどんどん進み、希望するヘルパー派遣がされない状況もあります。介護サービスの1単位が45分になり、サービス残業的なブラック企業になっているような在宅介護の現場、生活困窮で十分な介護サービスを買うことができない世帯、今後こうした高齢者世帯も増えることが予想されます。国では、要介護2まで市の総合事業に組み入れる話合いが進んでいます。介護保険会計に頼るだけでなく、一般会計で不足する事業の充実を図るべきです。

また、先ほども言いましたが、市民の共助だけに頼らず、市にできる施策も進め、先を見越した対策に知恵を絞るべきです。

また、子供のことについては、高校生の不登校がかなり増えています。コロナをきっかけにさらに増えているのが高校生の不登校です。しかし、明確な相談窓口が示されていません。18歳までは児童福祉法の対象です。教育部局、福祉部局でしっかりと連携して取り組むべきです。小・中学校の不登校も増えています。スマイルに行けている子は、ほんの一部の子供たちです。自宅でのITを使った授業を認め、出席日数にカウントできるか否かを校長判断に任せるのではなく、愛西市教育委員会の方針として定め、子供たちが社会との接点を断つことのないような仕組みづくりをすべきだと考えています。

市民活動活性化については、合併当初しつこく議会で取り上げました。市民団体は決して行政の下部組織ではありません。補助金を出し、補助金のチェックをするのは当然であります。その金銭チェックにとどまり、共に仕事をするパートナーになっていません。自主運営のノウハウを持った団体育成と協働を進めるべきです。それには、まずは職員研修が必要です。市民との協働とは何か、市民団体の自主運営の力とは何か、そのノウハウを身につけるにはどうしたらいいのか、そんなことが理解できる職員がこの愛西市には大変不足しています。ですから、この愛西市では自主的に活動できる自主運営ができる市民団体が育っていないのです。

発達支援センターは、大人まで利用できる施設として始まりました。まだ始まったばかりの事業です。今後を期待したいです。こういった発達にリスクのある子供には、早期の愛着形成が必要であり、母子通園を軸にした愛西市の運営体制には、私は大変評価をしておりますが、わかば利用者やそのOBが中心になった運営にとどまり、わかばを利用してこなかった世帯、そしてグレーゾーンの子供を対象にした運営にまでは十分に広がっていません。今までの継続ではなく、新たな課題を酌み取り、新たな発想を取り入れた発達支援センターの運営を望みます。

いろいろ申し上げましたが、これだけの課題がある中、長期的にどれだけの支出を見込んでいいのか示されることなく進められている道の駅、これだけかけるお金があるならば、困っている人、リスクの高い人、そんな方々に回していただきたい、そんな気持ちでいっぱいでございます。こういった意味で、この一般会計の認定には賛成できませんので、以上討論といたします。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、9番・角田龍仁議員、どうぞ。

**○9番（角田龍仁君）**

それでは、認定第1号：令和4年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

決算とは、歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査し、その適否を見るもの、また次年度予算の執行の際の指針となるものです。

歳入歳出予算と決算との対比から見ていきますと、歳入では、最終予算額に対して決算との割合は98.2%であります。また、歳出では、最終予算額に対して決算との割合は93.8%となりました。歳入歳出とも90%を超えて、適正な出納実績及び適正な執行であったと思われま

す。次に、成果を調査する観点からは、去る22日に決算特別委員会にて金額が大きい指定管理や老人福祉センターの運営、各種空調設備などの内容について詳細に伺わせていただき、当初の上限を超える決算もありましたが、物価高騰、資源価格の高騰に伴う光熱費の額によるもので、納得できる理由でありました。また、執行率の低い市民活動支援事業や空き家対策の危険空き家に対する措置もしっかりと伺うことができ、今後のさらなる対応も期待することができました。一般不妊・不育症補助事業や新婚世帯住居費支援事業も一定の成果があることが確認され、非常に評価されるものでもありました。ふるさと応援寄附事業では、寄附金の実績が大幅に伸び、愛西市の知名度、財政収入にも貢献しております。また、令和4年度からの事業である発達支援センター事業を行い、障害のある児童、その疑いのある児童及び障害のある方々に関わる支援などを継続的に行うことにより、福祉の増進も図っております。

建設的な投資の観点から見ましても、道の駅周辺整備事業をはじめ、暫定用途を解除するための淵高地区公園整備事業を行い、都市計画決定されている佐屋駅周辺整備事業の用地を取得し、また企業用地創出事業など新たな建設投資も進めております。

教育関係では、小・中学校適正化事業で検討協議会を6回、地区検討協議会を計22回行い、また小・中GIGAスクール事業ではタブレットを活用した利用状況を確認でき、今後の活用も期待することができました。

新型コロナウイルス感染症関連に対する地方特別交付金、国庫支出金に関する事業は、令和3年度と同様、水道補助事業など市民目線に立った事業を行っております。

まだ他にも事業はありますが、事業全体として効果的に実施され、様々な視点から各種事業が実施されております。これからも市民目線の政策を行っていただくことを期待して、賛成討論いたします。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

#### ○1番（馬淵紀明君）

認定第1号：令和4年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

決算収支全体を振り返りますと、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は10億6,776万8,710円の黒字となりましたが、この収支は黒字額が多ければよいというものではありません。決算特別委員会でお聞きしました実質収支額を標準財政規模で割った割合の財政収支比率は、令和4年度は7%と年々高くなっています。この比率は、その妥当性を判断するために算出されるもので、財政課長も話されましたが、3%から5%程度が望ましいとされています。また、財政調整基金の取崩しなど、資金をやりくりしない実質単年度収支は前年度と比較し減額いたしました。5億4,998万2,000円の黒字になりました。

収入の市税については、前年度決算額と比較し2.8%の増収。歳出については総額247億8,006万2,542円で、その中の人件費、扶助費、公債費を足した義務的経費の決算額は121億9,188万円で、構成比は49.2%、またその影響もあり、令和4年度の経常収支比率が91.7%と決算特別委員会で確認できました。この数字が高くなりますと、将来の投資に向けるお金、いわゆる投資的経費が少なくなってしまう状況になり、市民サービスの低下を招きかねません。引き続き自主財源の確保、事務事業の見直し等を行い、財政構造の硬直化が進まないようお願いいたします。今後も、この財政収支や財政構造の弾力性にも注視していきます。

こうした中、限られた財源を新規、継続、拡大等、それぞれの事業において適正に行われたことを決算委員会で確認、審査しました。課題等がないわけではありませんが、既成概念や観念にとらわれることなく事業運営に新たな視点を取り入れ、市民と向き合い、市民の様々なニーズに応じていただくことをお願いし、令和4年度愛西市一般会計歳入歳出決算を認め、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第1号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・認定第2号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・認定第2号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

認定第2号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険税の負担軽減は、加入する市民の3分の1の世帯の願いです。令和4年度決算においては、国民健康保険税の負担軽減がなされない状況であることが決算によって明らかになりました。賦課徴収の状況を見ると、収納率が年々下がっていることは、負担が大きくて払えない状況が深く進行していることが分かります。資産割をなくし、所得割の引上げをしたことで、令和4年度には収納率が96%まで下がっています。令和5年度には赤字になる状況であるということが一般質問の場でも明らかになりました。令和6年度には、国民健康保険税が値

上げされることは必至であります。しかしながら、値上げすることによって収納率が下がってしまつては、保険者努力支援金交付金などが減額されることにもなります。法定外繰入れの増額が必要です。

地方交付税の算定によると、国民健康保険事業に係る費用は1億8,500万円概算とされました。また、診療所に係る地方交付税の算定も700万円前後と概算されています。地方交付税は一般財源だからと特別会計の法定外繰入れを行わなければ、被保険者への負担増となるのは必至であります。国民健康保険の会計だけで多子世帯に対する軽減や低所得者世帯に対する軽減を行い、収納率を上げている自治体も全国であります。一般会計からの法定外繰入れを行い、子育て世帯の負担軽減となる均等割の減免や低・中所得者に対する減額の条件を拡大するなど、そのような形で収納率を向上させるということが今必要であります。

今後計画されている国民健康保険税の値上げということも新たに予想される中で、この令和4年度の決算を見ましたが、反対とさせていただきます。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第2号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・認定第3号（討論・採決）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第13・認定第3号：令和4年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

認定第3号：令和4年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を被保険者として市町村国保や協会けんぽから独立させた内容の制度であります。75歳になったときに、今まで扶養されていた人まで個人で加入し、年金から天引きされる。都道府県単位で全体の医療給付費用により保険料率が見直されるなど、個人の被保険者の負担が増える設計になっているのが、この後期高齢者医療制度であります。75歳以上の高齢者だけを差別した制度になります。

日本共産党は、この後期高齢者医療制度についてその存在に対して反対し、廃止を求めています。

るところであります。後期高齢者医療特別会計については、そういう立場で反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第3号を採決いたします。

認定第3号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第3号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・認定第4号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・認定第4号：令和4年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、認定第4号：令和4年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

令和4年度の決算は、第8期の介護保険計画の保険料の値上げをしてから2年目の決算になります。第8期は、基本的保険料である第5段階の保険料を月額400円の値上げを行い、月額5,100円から5,500円という被保険者への負担増となる保険料を決定し、今徴収をしておるところであります。第8期の計画が始まる時には、調整交付金や介護保険準備金を繰り入れることによって、400円の値上げは行わなくてもよいのではないかと指摘をしたところであります。

計画が2年たった今、指摘したとおり、介護保険準備金はより一層積み立てられることとなりました。決算では、基金は5億2,082万7,690円となり、被保険者数については1万9,301人ですので、被保険者1人当たり2万7,000円、月額で750円の引下げをこの準備金を使うことによってできるのであります。この基金の状況がそのような状況になっているということをよく検討していただいて、次の第9期の保険料の算定をしていただきたい、そのように求める次第であります。

年金の給付が増えない状況である中、差し引かれる保険料を多くし、手取りが少なくなる状況を現在作り出している市の責任は重大であります。このことは、保険料負担が高くてサービスが利用できない状況が一層進むこととなります。第9期の介護保険計画では、介護保険料の値下げを行うことを求め、本決算には反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第4号を採決いたします。

認定第4号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第4号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第15・認定第5号（討論・採決）

### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第15・認定第5号：令和4年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

### ○5番（真野和久君）

それでは、認定第5号：令和4年度愛西市水道事業会計決算の認定について、反対討論を行います。

愛西市の水道事業の課題の一つは、八開・佐織地区の料金統一の問題です。現在統一に向けた水道料金の改定が、これは主に、これまで料金の低かった佐織地区の値上げを中心として進められていくことも大変大きな問題です。愛西市の市営水道は、これまでも八開地区が県下で2位、佐織地区が県下で8位という状況でありました。来年度からの料金値上げで、県下でまさにトップ1・2という大変高い料金になるのは、来年度はやはり市民の負担の問題としても大変憂慮しなければならない問題ではないでしょうか。

現在、市の水道会計には基金があり、これを水道管等の更新に使っていくことは、方針は当然ですけれども、水道管等の更新は将来にわたって水道を維持管理するために必要なものであり、将来の人に対しても負担をしてもらう。起債を活用して、今の市民の負担を抑えていくことも大変重要であります。基金の活用を含めて、水道料金の改善をしていくことが大事だと思います。

また、異常に高い県の水道、県から給水される水道についても、契約水量の縮小の努力については大変評価はいたしますが、県水の料金そのものの値下げを愛西市として県に対してしっかり申し出、そして愛西市の水道料金の値下げへつなげていていただきたいと思います。

以上の点から、令和4年度愛西市水道事業会計決算に対して反対をいたします。

### ○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第5号を採決いたします。

認定第5号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第5号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第6号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・認定第6号：令和4年度愛西市下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、認定第6号：令和4年度愛西市下水道事業会計決算の認定について、反対討論を行います。

愛西市は、汚水処理構想を見直しました。それによって、いわゆる公共下水の部分が縮小しましたが、これには2つの課題があります。1つは、縮小によって個別処理、いわゆる合併浄化槽等の設置地域が増えていくことでもあります。もう一つは、公共下水が縮小することによって、いわゆる収益がどういうふうに減っていくのかということが大きな問題になってまいります。

今は少子高齢化の中で人口そのものが減少し、世帯も減っている状況であります。また、合併浄化槽が普及して、切実に公共下水へつなぐ必要性が薄れています。さらには、高齢化が進み、高齢者の独り暮らし等の家庭も大変増えており、とても接続をする余裕がないというのも現状であります。

そうした中で、今後の公共下水の見通しについても、今の状況で本当に大丈夫なのかということが非常に大きな問題となっています。そうした点をしっかりと確認していく点、また現在処理構想では、コミュニティ・プラントや農業集落排水の料金統一、さらには公共下水との統一という方向性もありますが、そうした点でも個別の合併処理槽等も残りますので、そうしたところも含めた料金の検討といったことも重要になってきます。

下水道については、水道料金とともに負担をすると非常に高額になっているという状況であります。そうした中で、市民の生活に関わる下水料金については値下げをすることも併せて求めて、反対とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

認定第6号：令和4年度愛西市下水道事業会計決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

今回、議会の中では高齢者世帯の接続率について質問をいたしました。高齢者世帯の接続状況や見通しについては調べていないという答弁でありました。この先、住む予定のない住居に工事費をかけるのかと考えたとき、接続を強いるのは本当に気の毒な話であると考えます。また、やむなく合併浄化槽を設置済みの世帯もあるかと思えます。昨日、公共下水道事業計画があることを知らず引っ越してきた方から御意見もいただいています。公共下水道事業が始まってから長い年月がたち、直ちに接続できない世帯も多く、接続率も年々低下しているのではないのでしょうか。減収の見通しなど持っているのでしょうか。こうしたことから、将来的に下水道料金はどうなるのか、全く先が見えません。現状分析を行い、将来的なシミュレーションを市民に示すべきです。

現在、私は公共下水道の分担金未徴収問題で住民訴訟をしていますが、条例にのっとった分担金の徴収がされていなかったこと、条例にのっとり滞納金が徴収されていなかったことも当時明らかになりました。そして今回は、最近市民に渡すべき文書が渡されず、条例に合致していない分担金手続がされていることも明らかになっています。条例を理解した上で行政運営がされているのでしょうか。将来的に下水道料金はかなり高くなるでしょう。昨年度だと思えますが、部長から水道代が約3倍になるという見通しについても答弁がありました。

市民のためにも、民家が減る農村地域、今農業集落排水になっておりますが、老朽化した折には合併浄化槽に転換するなど長期的な運営のシミュレーションをし、本当にやっていけるのか、そんな見通しをつけて運営をしていただきたいと思えます。今の段階では調査不足です。シミュレーション不足です。このままこの公共下水道工事を進めることには大変問題がありますので、反対といたします。

**○議長（杉村義仁君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第6号を採決いたします。

認定第6号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第6号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第17・意見書案第2号（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第17・意見書案第2号：定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○総務文教委員長（石崎誠子君）**

意見書案第2号、愛西市議会議長・杉村義仁殿、総務文教委員会委員長・石崎誠子。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものです。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案につきましては、令和6年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月27日、愛知県愛西市議会。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第2号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第2号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

#### ○4番（河合克平君）

では、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

現在、小・中学校の適正規模等計画が進められている中で、今この根本としては教員が少ないということが一番の問題となっています。35人学級を行ったり、30人学級、25人学級をするにしても教職員が足りない現状が今あります。もともと国が2分の1の負担をしていたのが3

分の1に引き下げられた中で、そのような教師が足りない状況も引き続き続いたと考えられます。

愛西市で課題となっている小・中学校の適正化の問題をしっかりと解決するためにも、国に対して国庫負担率の2分の1への復元に向けて、しっかりとその取組を行っていただけるよう、この意見書をもってその実現を迫りたい、そのように考え、賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・総務文教委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・総務文教委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務文教委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・建設福祉委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・建設福祉委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

建設福祉委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。建設福祉委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、建設福祉委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に、市長から……。

〔「議長」の声あり〕

〔「議長、動議」の声あり〕

どっちから。

〔「あちらからどうぞ」の声あり〕

山田議員。

○6番（山田門左エ門君）

申し訳ありませんが、緊急質問をしたいので、議会のお許しをいただきたいと思いますが、以上です。

○議長（杉村義仁君）

ただいま山田議員からのあれですけど、何の件についての質疑ということですか。

○6番（山田門左エ門君）

昨年11月にコロナワクチンの集団接種会場で不幸にも事故が発生しまして、その後、事故調査委員会が発足し、先日その報告がありました。マスコミを通じてかなり事実を知ることになりますが、市長の言葉も限られた内容でしかありませんでしたので、改めて市長から市民に対して説明していただきたいなという思いで、できればこの議会で認めていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（杉村義仁君）

それでは、ただいまの山田議員からの質問は、コロナワクチン接種の件についてのまとめの緊急質問をしたいとして同意を求められました。

したがって、山田議員のコロナワクチン接種の件についての緊急質問の件を議題として採決いたします。

山田議員のコロナワクチン接種の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、山田議員の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことは否決いたしました。

〔「議長、もう一つ動議です」の声あり〕

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

動議のほうをさせていただきたいのですが、何をお話しすればよろしいですか。

○議長（杉村義仁君）

ただいま吉川議員から動議されました発言ですが、何に対しての動議でございましょう。

○7番（吉川三津子君）

今、先ほど全協も開かれましたが、河合克平議員、そして吉川三津子、2名で杉村義仁議長の不信任決議案を提出させていただきたいということで動議を出させていただきます。

○議長（杉村義仁君）

ただいま吉川三津子議員から議長不信任の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、発議者の外1人以上の賛成者が必要です。

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

この動議は、会議規則第15条により、1人以上の賛成者がありましたので成立いたしました。ここで、議事整理のために暫時休憩といたします。

午前11時25分 休憩

午後0時00分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

それでは、吉川三津子議員から提出されました杉村義仁議員の議長不信任決議案について、

休憩の間、議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、杉村義仁議員の議長不信任の決議案が提出され、また杉村義仁議員の議長不信任案の決議案に伴い、仮議長を決定する必要があるため、先ほど議会運営委員会を開催し、日程等を協議した結果、本日議事日程に追加し、御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました件を議事日程に追加いたしました。

追加議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・仮議長について

○議長（杉村義仁君）

追加日程第1・仮議長についてを議題といたします。

追加日程として御審議いただく杉村義仁議員の議長不信任決議案については、私の一身上の案件でございますので、地方自治法第106条第2項の規定により、議長、副議長ともに事故のあった場合は仮議長に議長の職務を行わせることになっており、また同条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任することができるとなっております。

お諮りいたします。仮議長の選任につきまして、地方自治法第106条第3項の規定により、議長に委任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしと認めます。よって、仮議長の選任につきまして、議長に委任することに決定いたしました。

それでは、地方自治法第106条第3項の規定により、神田康史議員を仮議長に選任いたしたいと思います。

それでは、仮議長と議長の職務を交代いたしますので、よろしく願いいたします。

〔議長 仮議長と交代〕

〔仮議長 議長席に着席〕

○仮議長（神田康史君）

それでは、仮議長としての議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

ここで地方自治法第117条の規定により、杉村議員の退席を求めます。

〔議長・杉村義仁議員 退場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・決議案第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

## ○仮議長（神田康史君）

それでは、追加日程第2・決議案第1号：杉村義仁議員の議長不信任決議案についてを議題といたします。

動議提出者、吉川議員に本件についての趣旨説明を求めます。

## ○7番（吉川三津子君）

提案者として、まずは杉村義仁議員の議長不信任決議案の朗読をさせていただきます。

令和5年9月27日、愛西市議会議長・杉村義仁様。提出者、愛西市議会議員・吉川三津子、賛成者、愛西市議会議員・河合克平。

杉村義仁議員の議長不信任決議案。

上記の決議案を別紙のとおり愛西市議会会議規則第13条の規定により提出する。

提案の理由は、市政の重要問題についてただすべき議会の代表である立場でありながら、違法行為を行ったことは、議長としてふさわしくなく、辞任に値するということであります。

案のほうを御覧ください。

杉村義仁議員の議長不信任決議案。

令和5年8月2日消印で、全議員にタイトル「やりたい放題 この現実 違法建築」及び「愛西市議会議員による犯罪行為」——野焼きのことですが——の文書が現場写真つきで、市民から届いた。さらに8月24日には、「懲りない人です」のタイトルで、野焼きに対し行政から指導を受けながらもその後、別の場所で野焼きを再開したとのファクスが届いた。これらは、いずれも杉村議長が経営する「脇野コンバイン」の廃棄物処理法違反と違法建築の建築基準法違反に関するものであった。

その後、朝日新聞が9月5日、中日新聞は9月6日に記事掲載があり、杉村議長は野焼き行為を認め、さらに県担当が「建築確認申請が提出されていないこと」を明らかにしたと報道した。

また、平成13年10月に、立田村が農地転用の許可を出している。しかし、このとき既に建物は建っていた。その直後の平成13年12月に「宅地」に地目変更の登記をしているが、登記する原因日は平成4年であり、つまり、少なくとも農地転用許可の約9年前に違法建築され、後追いで農地転用許可が下りたのである。

さらに、農地転用許可後も、国土地理院空中写真やグーグルマップで確認できるが、確認申請をせず、建築基準法違反で増改築が繰り返されてきた。

長年、廃棄物処理法違反の野焼きを繰り返し、指導を受けながらも違反を繰り返したこと、及び、違法建築を是正せずに放置しただけでなく、増改築を繰り返してきたことは、公職にある議員として許されることではなく、議員、議長にふさわしくない。

よって、愛西市議会は、杉村義仁議長を信任しない。

以上、決議する。愛西市議会ということで案をつくらせていただきました。

そして、提出者として少し申し上げたいことがあります。

実は、私には今年の6月に既に市民の方から手紙が届いておりましたが、何かの間違いでは

ないかと思い、今日まで調べてまいりました。できますれば、議長自らが身を引くという判断を期待して今日まで来ております。感情論でこの問題を判断してはなりませんので、国土地理院空中写真、そしてグーグルストリートビュー、登記簿、農地転用の日、あと確認申請の台帳というのが確認できますので、そういったものを調べ、時系列に並べ、建物が建った時期を特定し、矛盾点を列挙したりして私は比較をしてまいりました。

法律上は、今後設計や建築に関わった業者なども処分を受けることになるかと思っておりますが、法的な処分については、県などの行政機関が判断すべきことだと考えています。しかし、今回の問題は議長一人の問題ではありません。市民の議会への信頼の問題であります。杉村議員は、公職者でありながら廃棄物処理法違反、建築基準法違反を是正せず、繰り返し行ってきたことは、議会を代表する議長としてふさわしくありません。

よって、皆様には、議会の一員として議会の市民からの信頼を守るためにも、杉村議員の議長不信任案に賛成していただくことをお願いして、説明を終わります。以上です。

#### ○仮議長（神田康史君）

次に、本件に対する質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

真野議員。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、この動議に関して幾つか動議案の文書の中について、確認の意味で質問をしていきたいと思っております。

まず、質問の第1点目として廃棄物処理の関係ですが、長年、廃棄物処理法違反の野焼きを繰り返しと書かれていますけれども、何を根拠に長年繰り返されてきたと判断をしているのか、説明をいただきたいと思っております。

それから、2つ目に違法建築の問題ですが、平成13年10月に立田村が農地転用を認めて、そのとき既に建物が建っていたというふうに書かれています。農地転用前に建物は建てられないはずで、既に建物が建っていたということの事実についてはどのように確認をしたのか、お答えを聞きたいと思っております。

それから、質問3として、農地転用後も違法建築でありながら増改築を繰り返したことはとありますけれども、これについては具体的に何をどういう形で確認して判断をしているのか。

以上3点についてお願いします。

#### ○7番（吉川三津子君）

1点目の野焼きを繰り返していると。長年繰り返しているということ、何をもちて判断をしたのかという御質問でございます。

私は最初に杉村、まだ議員でなかったもので、杉村さんと呼ばせていただきます。杉村さんが野焼きをしているのを知ったのは、平成10年前後だと記憶しています。立田地区の野焼きがひどく、全国的に有名な方が視察に来てくださったとき、ほとんど全社のお昼のテレビニュース

で杉村さんの違法建築の建物をバックに野焼きの映像が流れました。このとき、私は違法建築も野焼きも改善されたものと信じておりました。

しかし、今年6月初めに、私のところに杉村議長が違法建築をしている、野焼きも頻繁にしているという手紙を頂き、その後、全議員の皆さんにもお手紙が届いていると思いますが、2013年、2022年、2023年のグーグルストリートビューには、実際に野焼きで煙が上がっている映像まで映っているのが現状であります。焼却灰の量もかなり多いので、こうした資料から長年という言葉を使いました。

そして、次の質問であります。

平成13年10月に立田村が農地転用を認めております。法律上、建物が建っているわけではないでしょうというお話だと思います。建物が建っていたことをどう確認したんだという御質問だと思いますが、私も、市街化調整区域ですので農地転用前に建物を建てることはできないという認識であります。農地転用前に建物が建っているということは、国土地理院の1996年（平成8年）の空中地図及び2001年（平成13年）の空中地図に建物が写っていることと、土地登記簿に、実際は平成13年に登記がされているんですけども、つまり実際には平成4年に宅地として利用し始めたという趣旨が土地登記簿に書かれております。つまり、平成4年には建築確認が必要な建物の増改築や新築がされていたと解釈ができます。しかし、建築確認申請、改善等はこのときもされなかったということでもあります。

そして、3つ目の農地転用後も違法建築でありながら増改築を繰り返したと言っているけど、その根拠はあるのかという御質問かと思えます。

農地転用許可が出たのは平成13年です。その後の2009年（平成21年）の国土地理院の空中地図と平成24年、令和4年、そして現在のグーグルマップの地図を比較すると、増改築が繰り返されていることが分かります。ですから、最初に1回建築確認申請が出ていない問題ではなく、増改築の都度、建築確認は申請すべきものでありますので、ただ1回の問題ではないと認識しております。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

議長は、野焼きについては行為を認めていたというふうになってはいますが、野焼きについては実際どのような罰則なのか、確認をしたいと思えます。

#### ○7番（吉川三津子君）

この愛西市では野焼きが多くて、行政も大変一生懸命この解決に臨んでいたと思えます。

愛西市は、野焼きに対しホームページでも詳しく、そして昨日配付された広報「あいさい」10月号にも詳しく載っています。時々回覧板でも回って啓発活動がされています。昨日配付された広報「あいさい」10月号では、野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています。違反すると5年以下の懲役または1,000万円以下の罰則、もしくはその両方が課せられますと書かれています。さらに企業に対しては重い罪が課せられます。罰則がありますので、警察においては現行犯逮捕もできるような存在であります。特に今回は、家庭ごみではなく業務活動で出たごみでありますので、こうしたごみの野焼きはさらに厳しく罰せられることが多いのが現状で

あります。

また、野焼き後の焼却灰も、許可を持っている産廃業者に適正に処分依頼をしなければなりません。これをしていないのであれば、これもさらに廃棄物処理法違反になるので、この点については杉村議長にもお話をさせていただきました。以上です。

○仮議長（神田康史君）

ありがとうございました。

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

山岡議員。

○16番（山岡幹雄君）

今回の杉村義仁議員の議長不信任案の案について、この内容について若干数点お伺いさせていただきます。

先ほどから、平成13年10月に立田村は農地転用の許可を出しているという記載がございますが、これはどういう転用の許可でしたか。

○7番（吉川三津子君）

これは、愛西市の産業振興課のほうに確認をさせていただいて、倉庫などの農用地の関係で農地転用するという事で宅地扱いになっていると、資料は持ち合わせておりませんが、そんな説明を受けております。

○16番（山岡幹雄君）

これは2回までですか。

○仮議長（神田康史君）

2回までです。よろしく申し上げます。

○16番（山岡幹雄君）

2回まで。そうしたらずうっと言わないかんね。

今のお話ですと、農業倉庫と言われるんですが、実際、まず農業倉庫は確認願で農業倉庫を建ててから、その後、地目変更ができます。

それで、あと今回担当課のほうで聞いたということですが、保存期間は許可後5年間保存です。これ、要するに市役所の職員から聞かれたということですので、これは個人情報で職員から聞いたというふうに僕は認識するんですが、実際いろんな形で今職員から聞いたという御回答があったんですけど、その辺の確認願で、建物を建ててから地目変更登記ができますので、この辺のことをどのように説明を受けられたか、詳しくその産業振興課からどういう内容で聞かれたのか。それは個人としての資料確認で、議員だと我々資料確認ができるんですが、口頭で聞いたこと自体が、これは職員、吉川さんいろいろ聞いてあれですけど、ちょっと問題じゃないかなあと僕は逆の面で思うんですけど、その辺確認はされたか、再度お願いします。

○7番（吉川三津子君）

もう一度、何を確認されたのかちょっと端的に、この部分をどう確認したかということで端的にお願いします。

○16番（山岡幹雄君）

農地法で、農業倉庫は確認願で倉庫を建ててから後で地目変更登記ができるんです。農家だけが特例でやれるんです。だからそのことも、これだと違法に何か建物を建てたというふうに書いてあるんですけど、その辺も職員に確認をされたかどうか。

それで、これを確認するということは、あくまで職員から個人情報聞いておるといことですので、その辺のことを、具体的に個人情報を聞かれたということであれば、その辺教えてください。建物を建てた確認願であれば、これは合法なんです。以上です。

○7番（吉川三津子君）

建築基準法の関係と農地法の関係は全く関係ございませんので、登記云々の問題とは関わりがないことであります。

〔発言する者あり〕

建てたときは、建築基準法にのっとり建築前に確認申請をする、増改築前に確認申請をするというのが鉄則であります。

〔「いやいや、それは違うって。職員のは答弁漏れ」の声あり〕

○仮議長（神田康史君）

吉川議員、職員に、山岡氏いわく、個人情報としての部分を提供を受けているかどうかという確認です。

○7番（吉川三津子君）

個人情報としての提供を受けているとは考えておりません。

〔「それはいかん」の声あり〕

○仮議長（神田康史君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

杉村義仁議員の議長不信任決議案について、ちょっと質問させていただきます。

6月から手紙とか報道とか、私のところにも手紙が届いていますし、事務局にもいろんなものが届いて、匿名だということで、配付でとどまっているところもありましたけれども、それは事実で全て読ませていただいております。

1つ確認の意味で吉川議員に質問させていただきますけれども、この一連、吉川議員はいろいろ調べているんですけれども、この手紙や報道など出て、その後どのような対応というか、議会や、あと議長直接にどのような対応を求めてきたのか、お聞きします。お願いします。

○7番（吉川三津子君）

馬淵議員に再度お聞きしたいんですが、私が議会に対して、議長に対してどのような改善を

求めたかということでしょうか。それでよろしいですか。

○1番（馬淵紀明君）

はい。

○7番（吉川三津子君）

私のほうからは、議長のほうにこういった不信任案が出る前に、焼却灰の処理の仕方とか、やはりかつて私も建築確認がされていないという、違法建築であるということを御本人から聞いたりもしておりましたので、適正に処理をしてほしいと、県の指導に従ってやっていただきたいというお話をさせていただきました。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

そうすると、議会に何か求めたということはないのか。私個人は、議長にも全協で進捗状況をお話ししていただきたいということを求めたこともありますけれども、吉川議員は議長を通して全協で何か行ってほしいとか、そういうことを求めたことはありますか。

○7番（吉川三津子君）

私は、2度にわたってほかの4名の議員と共に全員協議会で説明をしていただきたい。それがやはり愛西市議会の議員倫理条例の中でも、疑惑を持たれたときには直ちに議員は説明をしなければならなくなっているの、その趣旨からきちんと説明をしていただきたいという旨の要望書を議長宛てに2回出させていただいております。

〔「議長、追加の答弁」の声あり〕

〔「追加の答弁って」の声あり〕

○仮議長（神田康史君）

今、質疑ですので。

〔「答弁、答弁。賛同者の答弁」の声あり〕

河合議員。

○4番（河合克平君）

今、吉川議員が言われましたが、私が筆頭として、議長に対して議会に、説明を全員協議会で説明してほしいということについては要望をいたしましたので、付け加えさせていただきます。以上です。

○仮議長（神田康史君）

ありがとうございました。

〔「議長」の声あり〕

原議員、どうぞ。

○11番（原 裕司君）

それでは、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

まず、吉川議員のほうから罰則の話、違反の話という中で、最終的には県の行政指導、判断に仰ぐというような答弁、説明があったと思います。

今回、議長不信任決議案を出されるタイミングというか、県の行政指導が出てからでも、こ

の不信任案という部分、提出されてもよろしかったんじゃないかなあというふうには思うんですが、その辺の提出される判断についてお答えいただきたいと思います。

○7番（吉川三津子君）

何事も、やはり早期に市民に対しては対応すべきだと考えております。いろんな事件が起きて、裁判で結論が出てからでない処分をしないと、でも実際に杉村議長もこういったことを行ったということは認めていらっしゃいますので、早期にやはり市民に説明責任を果たすべきと考えて、このタイミングで出させていただきました。

○11番（原 裕司君）

判断もそうですけれども、やはり最終的に行政指導があつて、重い軽い、先ほども処罰の話がありましたけれども、やはりそういう重い軽いとは別として、是正を促すために出されたという考え方でよろしいでしょうか。

○7番（吉川三津子君）

野焼きに関しても、市民の方々にこれほど強く野焼きは禁止だ、罰則があるということを啓発しているのが今の愛西市の現状であります。そして、この建築の中で繰り返し、やはり増改築は繰り返されている。これをやはり議会として何らかの措置を取らなければ、普通であれば建設途中にこういった違法建築が見つければ、途中でストップさせられたり、解体をさせられたり、そんなことになるわけです。しかし、もう造ってしまったら、あと直せばいいよと、そんなところでやり得になって、そういった違法建築が横行するというのもやはり考えられます。私たちの立田・八開地域というのは、こういった田畑を使った産廃等が押し寄せているような地域でありますので、議長自らが早めに身を正すということで、今回決断をいたしました。

○仮議長（神田康史君）

他に。

〔「議長」の声あり〕

中村議員。

○3番（中村文武君）

1点だけ疑問がありましたので、質問したいと思います。

野焼きについてでございます。

吉川議員、広報等で野焼きは駄目だというようなことと罰則があるというようなお話をされたんですけども、私の記憶が正しければ、野焼きはよくない、駄目である（農業者を除く）というような記述が広報に載っていたように記憶してございます。

そこで、正しい認識を持ちたいがために、消防長のほうにお伺いしたいと思います。

〔発言する者あり〕

駄目でしたか。

○7番（吉川三津子君）

私だけだよ、私にしてください。

○3番（中村文武君）

農業者は、野焼きは除外されていたと思うので、そこはどのような認識でしょうか。

### ○7番（吉川三津子君）

私も大学で環境学を教える身で、廃棄物処理法等についても教えてきた立場であります。

農業従事者におきましては、肥料にするとかそういったものと、ビニールハウスのビニールを燃すのとは違うわけです。全ての農業者において、そういった野焼きが認められているわけではありません。

今回におきましては、業務、企業経営的なところから出ている農薬のケースとか、そういったものについては結局産業廃棄物の関係になりますので、適正処理が求められるものであります。今回、杉村議長のほうからは、まだ焼却灰の処理先も決まっていないというお話でしたが、やはり今まで産業廃棄物としての処理がどうされていたのかということも、やはり今後杉村議長については、経営の仕方について改善をしていただく必要があるのではないかとというふうに考えております。

### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

農業従事者、草とかそういったものについては、野焼きはオーケーだというような形での認識でよろしいでしょうか。愛西市は農業のまちですので、これが事実誤認のまま、野焼き全部が駄目だというようなことだと非常によろしくないかなと思いますので、その辺の事実関係、もう一度適正に言っていただければと思います。よろしくお願いします。

### ○7番（吉川三津子君）

他人に迷惑がかかるような、ぼうぼうと燃すようなもの、そして火災につながるようなものは許されておりません。ですから、それは本当にモラルといった部分になってくると思いますが、それは環境課等の指導を受けながら、こういった軽微なものであればいいというような判断になっていくと私は解釈しております。

### ○仮議長（神田康史君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この議長不信任決議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、本件に対する討論を行います。

まず、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、杉村義仁議員の議長不信任決議案について、賛成の立場で討論いたします。

今回の議長の不信任をなぜ賛同したかということについて言いますと、野焼きがあったという事実、また建築確認の基準法違反であったということの事実というものが確認ができた中で、私は、議長として自ら辞任をしていただいて、自ら責務を果たしていただきたいという気持ちで、同じように賛同をしたところであります。

愛西市の政治倫理条例の第4条第1項1号には、市民全体の代表者として品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこととされており。また、同第2項については、議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないともされているところであります。

この政治倫理条例の内容を考えるに、今回の件については、杉村義仁議員が議長の任を自ら解く、また私たちが議長の任を不承認であるという内容で決議を上げ、議会としてそのような違法、または不当な、違法な状況を許さないという強い意思を示していくことが今回必要だろうということで賛同したところであります。以上であります。

○仮議長（神田康史君）

ありがとうございました。

他に賛成討論はありませんか。

〔「議長」の声あり〕

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

それでは、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私も議長と同じ立田村に住んでいます。旧立田村は、名古屋などから建築廃材を田んぼや畑に、弥富インターを経て持ち込まれ、夜になると空が真っ赤になる時期がありました。また、職員がいない土・日の閉庁日にごみが持ち込まれ、野焼きが始まり、洗濯物が干せない、孫を外で遊ばせられないといったこともありました。こうした野焼きは、ごく普通の主婦たちの行政への通報活動から撲滅させてきたという歴史があります。立田の戸倉地区では、地域で土地を買い取って、産廃を防ごうという動きもあったほどでした。こうしたことは、杉村議長も立田出身なので御存じのはずです。

また、杉村議長は議員になる前、先ほども申し上げましたが、平成10年頃に違法建築をバックに野焼きをしているところがほとんどのテレビ局のお昼のニュースで流れたことがありました。私は、このときに野焼きも違法建築も改善されたものだとばかり思ってきました。愛西市のホームページにも、そして広報「あいさい」にも、先ほど申し上げましたが、何度も何度も啓発の文書が出ています。厳しい罰則があるということも書かれています。そして最近では、立田・八開地区では産廃や資材置場など迷惑視察が増えてきており、中には違法・脱法でやっ

てくる業者もあり、市民は阻止しようと必死です。

その一方で、市民を代表し、議会を代表する議長が、違法建築を長年にわたり放置しているだけでなく、違法に増改築を繰り返してきたことは、これから改善するからよいと済まされることではないと考えます。議員だからこそ身を正さねば、行政職員は違反者に厳しい指導や処分ができなくなってしまう。

また、建築確認は建築前に安全な建物か否かを審査するものであり、地域の安全や労働者の安全のために重要な手続であり、紙切れ一枚の問題ではありません。杉村議長は、農林水産省の大賞をいただき、紹介文には10年で経営規模を10倍にと書かれており、地域後継者を育成する立場であり、農業者として模範となるべき立場でもあります。そうした名誉ある立場であるからには、本来ならば自ら議長の座を退いていただきたかったのですが、このような不信任案を提出しなければならなくなったことは残念でなりません。

先ほど全員協議会の中でも、建築の知識がなかった、勉強が足りなかったということで、申し訳ないという陳謝がありました。そして、今も県の指導に従っていく体制をつくっていらっしゃるといこともお聞きしております。しかし、それだけでは済まない今の現状ではないでしょうか。

議会は、今までも市のコンプライアンス遵守をチェックし、指摘をしてきた立場です。身内に甘い議会であれば、行政と対峙することもできません。この議会には、元行政職員が4名もいますので、今後にもたらす影響についても御理解いただけると思います。二元代表制を維持するためにも、そして市民からの信頼を崩さないためにも、この議長不信任案に賛同いただくことをお願いし、賛成討論といたします。

そして、最後に一言申し上げたいことがございます。

これほど大きな建築物をなぜ長年見過ごしてきたのか。愛西市の建設、環境、消防、税部局にも大きな問題であります。当時の職員も残っているはずでございますので、市当局におかれましても検証し、同様の事件が起きない対策を取ることを要望して、討論と代えさせていただきます。以上です。

#### ○仮議長（神田康史君）

次に、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

近藤議員。

#### ○13番（近藤 武君）

杉村義仁議員の議長不信任決議案に対し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本日も含め過去2回、全員協議会で報告を受けた内容では、まだ疑念の部分を含め、現時点で事の全体の全容が分からない状況であります。また、県の指示に従って状況確認を進めているところであるとも聞いております。

出処進退については本人が決めることであり、現時点での状況下では、私としては判断がし

かねると思っておりますので、反対といたします。

○仮議長（神田康史君）

他に反対討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

杉村義仁議員の議長不信任決議案について、反対討論します。

今日、提出者また賛成者の方からお話を聞き、それが事実ということは、これだけでは全てが確認取れないということが1つ。それから廃棄物処理違反については、自分も消防署にも連絡をして、出動してそういう確認をしてきたということも聞いています。建築違反については、今、近藤議員からもお話があったように、県の状況確認が今進められているということで、今、今日これを決議するということに対しては反対といたします。

しかし、今後やはりこの是正についての進捗状況をさらに議会に報告していくことは求めていきたいと思えます。

今回は時期尚早だと思いますから、反対といたします。

○仮議長（神田康史君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、杉村議員の議長不信任決議案について、採決をいたします。

杉村議員の議長不信任について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、杉村議員の議長不信任決議案は否決と決定いたします。

追加日程第2・杉村議員の議長不信任決議案の議題が終了しましたので、杉村議長の退場を解き、入場を許可いたします。

〔議長・杉村義仁議員 入場〕

杉村議長に申し上げます。

追加日程第2・杉村議員の議長不信任決議案の動議は否決されました。以上であります。

ここで議長職を本来の議長と交代いたします。

〔仮議長 議長と交代〕

〔議長 議長席に着席〕

○議長（杉村義仁君）

それでは、仮議長と交代いたしまして、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

それでは、以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

#### ○市長（日永貴章君）

議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、9月4日の開会以来、条例の一部改正、契約の締結、補正予算など全ての議案につきまして慎重に御審議をいただき、また御議決をいただきまして誠にありがとうございました。

本日御議決を賜りました補正予算のうち、带状疱疹ワクチン接種費用助成事業及び新生児聴覚検査費用助成事業につきましては、速やかに準備を行い、着実に進めてまいります。

また、令和4年度決算認定につきましては、御承認いただき誠にありがとうございました。本会議、常任委員会及び決算特別委員会での審議を通じいただいた御意見、御提案などにつきましては、慎重に検討し、今後の市政運営につなげていきたいと考えております。

さて、季節も夏から秋へと移ろい、朝晩は幾分過ごしやすくなってまいりました。今後市内各所では、あいさいさん祭り、文化祭などをはじめ、各種イベント行事の開催が予定をされており、イベント行事の中には、市民の皆様が先頭に立ち、自主的に運営を担っていただいている行事なども数多くございます。議員各位におかれましても、積極的な御協力、御参加をお願いしたいと思います。

また、秋には引き続き台風シーズンとなります。その上、昨今、線状降水帯の発生により各地で大きな被害もたらされており、日頃から災害に対する備えが非常に重要となってまいりました。議員各位におかれましても、防災に対する備えに万全を期していただくとともに、その啓発に対しても、より一層の御協力をお願いしたいと思います。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、それぞれの立場で市政発展のため格別の御尽力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

#### ○議長（杉村義仁君）

これにて令和5年9月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時52分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

杉村義仁

愛西市議会  
仮議長

神田康史

会議録署名議員  
第17番議員

高松幸雄

会議録署名議員  
第18番議員

竹村仁司